和歌山家庭裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時
 - 平成20年2月6日(水)午後3時~午後4時30分
- 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室(3階)

第3 出席者

(委員)

板橋孝志,梅原清子,奥村申二,中村昭子,船越保夫,古谷禎一,松原敏美,松本哲泓,松本雅博 (欠席者)竹中ゆかり,松本直起,山崎徳子 (五十音順,敬称略)

(事務担当者又は庶務)

清井首席書記官,安部首席家裁調査官,澤原次席家裁調査官,木村事務局長,今井事務局次長,松阪総務課長,山崎総務課課長補佐

- 第4 議事【発言者/ :委員長, :1号委員(学識経験者), :2号委員 (弁護士), :3号委員(検察官), :4号委員(裁判官), :事務担当者又は庶務】
 - 1 開会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 再任委員の紹介
 - 4 意見交換等

テーマ「調停当事者から見た家庭裁判所の使い勝手(ハード面,ソフト面)」 先ほどの模擬の調停申立てをしていただいた体験に基づいて御意見を伺お うと思っていますが,手続の流れの順序でお聞きします。調停は,基本的に は申立人から調停の申立てがされて,それに基づいて裁判所で期日を指定し, 調停委員を選びます。そして,期日に呼出しをして双方に来ていただいて, 基本的には,二人の調停委員が話を伺うという形になります。その流れに従ってということで,申立ての体験からお話を伺いたいと思います。まず,実際に申立書を書いていただいた感想をお聞かせください。

申立人という立場になって申立書を書くという模擬体験でしたが、結構緊張いたしました。それと、なかなか難しいです。あの場で書類をいただいて、廊下に備え付けているところで書くというのは、これは大変至難のわざだなと思いました。つまり、間違えないように書かないといけないということがありますし、その辺りの状況があって、あの場で書いて即提出するというのは、ちょっと大変だなと思いました。ですから、実際のところは、書類をあらかじめいただくということができて、自宅なりでゆっくりと時間をかけて書きたいと思いました。

窓口の対応は、いかがでしたか。

お聞きしたことについては,ちゃんと教えていただきましたし,特に不満 とかそういうことはありません。

模擬ですので、家に持って帰って申立書を書くということができなかったわけですが、窓口の方で、家に帰ってから書いてもらった上、申立書を持って来てもらうことができるとか、書類はこういうものが要るとかいうように、分かるように話をしていましたか。

こちらとしては特にお聞きしなかったので,そこで書くのだと受け止めていました。

申立書については,裁判所に来なくても,入手できる方法はあるのですか。 そうですね,インターネットとかにも出ていますのでしょうか。あらかじ めどういうことを書くことになるかを事前に分かっていないとなかなか書け ないのではないかと思います。

インターネットで手続の説明とかは載っていると思うのですが、どなたか

見た方はいますか。

最新版では、最高裁のホームページから代表的な書式を入手することが可能です。調停の申立関係の書式もあります。

申立書を書く際に、一番書きにくかったところや、また、書面が読みやすいとか、読みにくいとかという点を含め、良くなかったと思われるところはありますか。

ひな型をいただきましたが,ひな型はひな型であって,それにシナリオを 見ながら申立人の実態に合わせて書いていくわけですが,それは,私の実態 ということではありませんので,スムーズに書けなかったのかもしれません。 ですから,申立ての実情とか夫婦関係の解消,その中でも慰謝料であるとか 財産分与であるとか,そういったところで実際に額を幾らと書くかは,それ までにちゃんと申立本人には心づもりができていると思いますが,あの場で 書くというのは,難しかったかなと思いました。

他に感想はありますか。

ものすごく寒かったですね。それが第一印象で非常に寒かった。あの場所はもう少し何とかならないかなと思いました。それから,先ほども出ていましたが,この申立書を書くに当たって,あらかじめ決めておかないとなかなか書きにくいものがたくさんあります。これをその場,つまり窓口でもらってその日のうちにあの場所で書くというのは非常に難しいことだろうなと想像しました。特に,2ページ目の申立ての趣旨というところがありますが,私の場合は,シナリオでは夫婦関係円満調整というところだったので良かったのですが,これが夫婦関係の解消なんてことになりますと,先ほど御意見がありましたように,いろいろな数字を挙げて書かなければならないということですから,こういうものをあの窓口でもらって,わずかな時間で,あそこに座って,それも廊下で,言ってみれば皆さんが通られるところで書くというのは,非常に難儀なことだなと思いました。それから,もう一つは,少

し時間がなかったということもありまして,事情説明書というのを書かずに終わりました。これをまた,逐次一つ一つ書いていこうと思いますと,かなりの時間がかかるのではないかと思います。ですから,ああいう廊下のところではなくて,少し文書を書くと言いますか,申立書を書く部屋などがあれば非常にいいのかなと思います。さっきありましたけれども,インターネットで見ることができるということですから,あらかじめ見るなりして,準備をしておかないとなかなか書きにくいのではないかと思います。窓口の方の説明はちゃんとしてくださいまして,私は,今日は,印鑑も持っておりませんでしたし,それから,提出に伴う住民票だとかはまったく持っていなかったのですが,「持っていませんよ。」と言いますと,「後ほどでも結構です。」と親切に教えていただきました。

他の方は、側で傍聴していただいていたわけですが、何か御感想があったら、どなたからでも伺いたいのですが。弁護士さんの場合、依頼者が調停を申し立てるということがありますが、申立書を入手して、事務所で書くという形になるのでしょうか。

私は大体,家へ持って帰って家で書いてきてもらいます。というのは,添付書類が直ぐに出る人というのはいないし,なかなか金額等の数字が書けないのです。相場について,大体,基準はこれぐらいでということをガイドしてもらわないとなかなか書きにくいのではないかと思います。また,あの場所は非常に書きにくいと思いますね。廊下の端っこで,あのスペースでというのはね。

最初から受任する場合は、私が代理人として書くのでいいのですが、まず、自分で調停を申し立てた後に受任する場合もあります。そうした場合は、養育費の額の相場というのは、本人は全然分からないので、こんなもんだろうと思って控え目に書いてあるんですね。そしたら、控え目に書いてあることが後の調停になって相手方が申立書を謄写申請して入手するのです。そうし

たら,最初の申立てが3万円だったら3万円と書いてあったじゃないかと言 い出したりするのですが、でも、その人の収入からするともっと大きい額に なるんです。なるんだけれども,最初3万円と言ったじゃないかという話に なって、なかなか修正が難しくなってくるということがあるのです。ですか ら,本当に素人の人に額を書かせるのが果たしてちゃんとした権利行使に役 立つのか,あるいは役立たない場合もあるので,その辺りのアドバイスをど んな風に窓口でされる方がいいのか、そこをちょっと考えていただいた方が いいかもしれないのです。申立ての趣旨のところで,円満調整と夫婦関係解 消,二者択一ですが,相手の出方によってどう変わるかというところも,ひ ょっとしたら事実として出てくるのかなという気がしています。書きにくさ もそこに一因があるのではないかと思います。申立ての実情のところの書き 方も,申立書の重みというのが,今,おっしゃったように,どれほどの効力 があるのか分からないまま書いていくので、ものすごく慎重にならざるを得 ないという気がします。書く場所の話もありましたけど,誰かが側にいて, 気楽に聞ける人がおれば ,「ここはこんな書き方でいいんでしょうかね。」 と,書記官室のどこかの一角で少し書ける場所があって,アドバイスを直ぐ にもらえる環境にあれば少しは気分的に違うのかなと、そんな気がしました。

審判官の立場から何か意見はありますか。

裁判所としては、申し立てられる方の素直なお気持ちで書いていただければいただけるほど中身が分かりやすいです。調停の申立てをするに当たり、いろいろ書式があって、その書式どおりに書かれている方とかがおられて、本当に何を求めたいかよく分からないという方もおられますが、どう思っておられるかが早く分かりたいと思うので、書式をいろいろ工夫したいとは思っているのですが、書きにくいでしょうか。

とりあえずのものでいいということがしっかり分かれば,それなりには書けると思うのですが。本人は,きっちり書かないといけないのかなと思って

しまうのではないでしょうか。

私は、今日、地裁の正面玄関から入ってしまったということもあるのです が,まず,受付の場所にたどり着けませんでした。総務課の方に御案内して いただいて,やっと着けた状況でした。一般の人にとって裁判所というのは, ものすごく敷居が高い場所であって、初めて来る人がほとんどだと思うんで すよね。もちろん,今日見せていただいた限りは案内板はあるのですが,や はり初めて来る人だし、普段来ない人がほとんどですので、その辺りを意識 して分かりやすい案内をまずお願いしたいということがあります。それと先 ほど言われた書類なんですけれども、受付のところでこれを渡されて、書い てくださいという説明はしてくださったのですが、先ほどのお話にもありま したように,つまり,今書く書類がこれからの審判の中でどういう意味を持 つものか ,今の率直な気持ちを書いてほしいという話がありましたけれども , やっぱり書く方にしてみると、ここに書くことによって、これでこの先すべ てのことが決まってしまうのではないかとか,あるいはその位置付けが分か らないというところがあるので,これは,これからこういうときに利用され ますとか,あるいは,書く内容はとりあえず今のお気持ちで書いてください とか,その部分のアドバイスというかその辺りを,受付で書類を見て,例示 に沿って書いてくださいというのではなくて,ここで書いていただくことが こういうことに使われますとか、その辺の説明はきちっとしていただいた方 がいいのかなと思いました。それとあと,今ここに「家事事件のしおり」と いう冊子をいただきましたが、家事相談というのもあるということで、こう いった相談の機会を設けていらっしゃるとは思うのですが,この部分をさら に重要視していただければ,そういった一般の人たちの不安も解消されるの ではないかなと感じました。

「家事相談」という名前は、「家事手続案内」に変わったのですね。申立書自体の言葉が難しいとか、何かもっとこういう点を改善したらいいとかい

う点はありますか。それでは、今度は相手方の体験のところの話をお聞きしていきたいと思いますが、先ほど話をしたように相手方の立場を体験していただくために、封書が届いたと思います。なるべく現実に近い形にしようということで、いつも呼び出すために使っている封筒でお送りさせていただきました。それで、説明書の方は、後から送らせていただきました。そういうことで、裁判所からこういう茶色い封筒が来て、裁判所の表示もなかったと思いますが、その辺の印象ぐらいのところからお話を伺えたらと思います。どなたかいかがですか、茶色い封筒を受け取ったときの感想など、おっしゃってください。

裁判所からの通知ってこんなものかなと思っておりましたので、特段どうということはなかったです。

一番最初に来たときに,家裁委員会からのものであると直ぐに分かりましたか。

「期日通知書」と書いていましたので,そこへすぐ目がいってしまって, 最初は何だろうと思いました。

いろんなダイレクトメールや普通の私信が来ますが,そういう中では異質でしょうか。

そうですね。家内が郵便受けから持ってきて,「これ何?」って,びっくりして,出しましたので,さすがにインパクトはあるみたいです。

私のところは、やはり家内が持って来て、疑問の目で見ていました。私が 封筒を開けて、中身を見て、読んであげて、「これは模擬であり、調停の試 験的なものである。」という説明をすると、なるほどと納得しましたが、こ れはあえてこういう体裁というか、よく見ないと中身が分からないような形 にされているんですね。やっぱりパッと見られただけで調停の書類だと分か ってしまうとまずい、そこら辺りも配慮されてのことだと思うのですが、ど きっとするのはしますよね。 私は、2月6日が委員会開催の日という意識がありましたので、書類を受け取ったときは、おそらくこのお知らせだろうなという印象があったと思います。2月6日が家裁委員会であるということを知らなくてこの通知書を受けた場合だと、これを見てどういう意味なのか、どういうことなのかということで、家裁に問い合わせることになるのではないかという気がしました。びっくりすると同時に、「え、どういうことなの。」という印象を持ってしまうんじゃないかと思いました。

差出人の名前は、「裁判所」と入れていないですね。

裁判所の名前は入れていません。

家裁委員会があるということで,裁判所からの書類であると分かったということなんでしょうか。何か分からなくてびっくりしたという方はいらっしゃらないですか。

私は、今まで、この封筒をしげしげと見たことはなかったのですが、家裁とは思わずに、番地を見ると裁判所かなと思って開けたんですが。いつも事務員が開けて持って来てくれるので、あまりこれをしげしげと見たことはないのです。こんな名前で来るのだとは思いましたが。受け取る人によっては、全然読まないで持って来る人とか、無視してしまう人も中にいますからね。ですから、封筒に家庭裁判所と書いてあってもいいのではないかという気がしないでもないですが。

以前は,茶色い封筒はけしからんという話もあったのですが,今はエコの 時代なので色は許されるのでしょうかね。

いろいろ気を使って書いていらっしゃるのですね。ですから,どちらがいいかは,分からないのですが,最近,相手方がまったく裁判所からの呼出しに気づかずに,1回目に来なかったというのがありましたけど,これだと,どこから来ているのか多分分からないと思います。

捨てているかもしれないということでしょうか。

もちろん,その人はポストを見なかったと言っていましたので,封筒のせいではないと思いますが。1回目を欠席するというのは,あまりないのでしょうか。

そうですね,それはないです。受け取っていなかったというのを今まで聞いたことはないです。

封筒の中に期日通知書と地図が入っていたと思いますが,これについて何か御意見はありますか。

第1回前は、郵便につきましては、そう多くはないのですが、結構びっくりして、これは、どんな申立てで、何があったのですかという電話がかかってきます。ここに事件名が書いていますので、こういう申立てが出ましたので、下に書いてある期日には出て来てくださいということは言っているのです。

従前は、期日通知書だけ送っていまして、それで、封筒を開けたら裁判所で、事件名が夫婦関係調整申立事件で、申立人が何某と書いていて、何日に来てくださいと書いているので、別居している奥さんが申し立てたなどということが分かるのですが、どういうことを言っているかということが分からないまま、想像して来る人や来なかったりするということもありましたが、最近、ちょっと手続を変えたのですね。

ここ最近,試みているところでは,調停の申立書のほかに,事情説明書も書いていただくようにしています。これには,申立人に申立ての内容という部分を書いていただきますが,これを相手方に送ります。ですから,相手方は,期日呼出とともに,申立人が求めている申立ての内容も一緒に受け取られることになります。ですから,裁判所としては,第1回の期日に,いったい何だろうかといった状態のまま来られますと,その説明に時間がかかりますし,それを聞いた上で,自分の意見を言ってもらうための時間がかなりかかり,第1回の期日は事情聴取しかできなくなってしまいます。あらかじめ

申立人の趣旨,例えば離婚したいと言っているということ,あるいは親権者についてこうだということ,また,慰謝料を求められているのだとか,財産分与を求められているのだということが分かるのです。そういう要求をされている概略が分かることによって,自分はこうしようとか,こんなことを言われているのだということを整理しながら来ていただけるという期待があります。ただ,まだ始めて間もなくですので,期待する効果があるかどうかは分かりませんが,やり方としては,従前はそういう形で申立書だけを書いていただいていたので,相手方には離婚を求めているのか,円満を求めているのかも分からない。ですから,夫婦関係についての調停がありますという御説明をするだけだったのですが,事情説明書を送らせていただいて相手方さんも理解される扱いに変えたというところが一番の変更点になります。

一言ありますが、2階の家事書記官室というのは、非常に敷居が高い感じがするのです。そこへたどり着くのも大分時間がかかってしまったんですけど、そこへいきなり行って、書記官からいろいろ尋問されるイメージを受けるんですね。ですから、例えば2階の受付(家事書記官室)とかに関しましては、何かさらっとした感じが出ればいいかなという気はします。ハード面では、1階に受付があったらいいなとは感じております。

裁判所の案内略図ですが,一般の方は裁判所へ行く機会はそんなにないと 思いますので,点線とか矢印がついていれば迷わずに2階まで行けるのでは ないかなと思いました。

そうですね、確かに中で迷うということ、庁舎の配置が口の字だからぐる ぐる回っていたらどこかへ着くというのもありますが、1周できるのは2階 だけで、1階と3階は1周できませんので、おっしゃるように考えた方がい いかもしれませんね。先ほどお話がありましたが、書記官室という表示がま ずいんでしょうかね。

ネーミングがもう一つかなと思いました。内装等は,非常にきれいになさ

っているところがほとんどだったと思います。カウンターとかも新しくて, 気持ちがいいように配慮がしてあるんだなと思いました。ただ,非常に無機 的といいますか,本当に何もない,飾りとか余計なもの,花だとかは一切な いというところ,それどころじゃないのかもしれませんが。当事者にとって 花があろうがなかろうがということなのかもしれませんが,壁の絵も一,二 箇所はあったとは思うのですが,何かそういう潤いのあるものが置いてある と,もうちょっと雰囲気が和むと思いました。

私も、いつも入っているのに、今日見ていて、確かに何もないなと思ったんですね。あるというと、配管とかが剥き出しになっているぐらいで。富山ではおもしろい企画、富山の家裁委員会での提案で実施したようですが、周囲の小学生のいい絵を学校に選んでもらって、半年か1年借りて、子供さんの絵を調停室に飾っていましたね。あれはなかなか良かったなと思っているんですが。建物の構造なんかも、受付のカウンターなんかは、相談をしながら書くとするとあれぐらいの高さがいいのかなと思ったりもしますが。銀行のカウンターのようにするというのも考えられるし、それから、病院のカウンターみたいにするというのも考えられますが。受け付けるという発想からするとどうなんでしょうか、やっぱり座っている方がいいのでしょうか。その場所で、長時間というのは基本的にはないので、郵便局も低いところと高いところとがあって、長くかかるところは座って書くようになっているのでしょうけどね。銀行も基本的にはそうですかね。

受理をするということに主眼を置くと、高いカウンターで基本的にちょこちょこと追記するぐらいの感じでいいと思うのですが、基本スタンスとして、聞きながら、相談を受けながらという形であれば、確かに座ってもらってという方が、落ちついた気持ちでやりとりができるとも考えられますし、スタンスの問題かなと思うのですが、方向性を定めてやっていったらと思ってます。

書類を書く場所ですが、今はスペースの関係で、実は外に出さざるを得なくなって、プライバシーの問題もあるのですが、あれぐらいの遮蔽しかできていない。銀行なんかに行くと、そういう短時間で済む受付のところと、時間のかかるところと、それから、さらに時間がかかる場合は別室を利用するとかいうように3段階になっていますよね。裁判所でもそういう風に目の前にいるところで、申立書を書いた方が、分からないところは直ぐに質問できるし、その方がいいのでしょうね。改築するときには、また、いろいろ御意見を伺いたいと思います。先ほど、案内図の話が出ていましたが、自宅から裁判所に来られるまでの交通関係の面で何か御意見がありますでしょうか。

私は、自転車で来させていただきました。それで、自転車を置こうとしたら、かなりいっぱいで置場がないなと思いました。それでちょっと見ましたら、結構、古くて使われていない自転車がいっぱい置きっ放しという状態のようでしたので、整理していただければもっとスペースができるのかなと思います。

スペースがないという意識がなかったので,何も言わなかったのですが,確かに放置した自転車が何台もあるんですね。自動車の利用については,自動車の駐車場の数が限られているので,なかなか利用しにくかったのではないかと思うのですが,駐車場を増やすというのは現時点では難しい感じなんです。それで,入口は地裁から入られた方が多かったようですが,やっぱり地裁の入口から入られたのでしょうか。駐車する場合には,家裁の方から入る方が入りやすいのですね。裁判所に初めて来るとした場合に,何か気づかれるところはありますか。

細かいことですが、地図にどこから入ればいいのかという入口の記載を入れてあげた方が親切ではないかと思いました。

通りから行くと郵便局は見えますが、裁判所は見えないですね。それで、 通りから歩いて来たときに、地図を見ながらであれば裁判所に来ることがで きるかもしれないけど,表示板がないですね。そういうのは必要かなと思います。

裁判所の建物自体が目立たない。入口のところに来ないと見えないです。

裁判所というのは、あまりイメージのいいところではないので、裁判所に入るのを見られたくないという人もいるのですね。そうすると、ちょっと離れたところの表示はいいけど、近くに大きな看板はない方がいいのかなと思ったりもするのですが。これからは、裁判員制度で、一般の人にいっぱい来てもらうから、こういう配慮はあまりしなくてもいいのかなという気に段々なってきています。

一番最初に、この委員会に出させてもらったときに、まず、どこから入ればいいのか分からなくて、守衛さんにお尋ねして、あっちの方やとお聞きして、また、うろうろしたという記憶があります。裁判所というと、テレビとか報道なんかに出るのは正面しか映っていないように思います。あそこやと思い込んでしまうところがあって、結局、中に入ってから、迷路のようになっているところもあります。

中に入って,実は,時期的にCO2の関係で照明度を落としているので, すごく暗くて寒いですね。あれは,どうなのかなという気もしないことはないのですが,そういう時代だから仕方がないということでいいのでしょうか。

最初に建物全体を見ますと、かなり老朽化しています。多分、建物を今度 新しく改築されるときには、バリアフリーという面でも、配慮していただく ように期待しております。

待合室については見ていただけなかったのですが、わりと待合室の評判が悪かったりするのです。従来は長椅子とかがあって、壁に椅子が並んでいて、歯医者さんとか病院の待合室のような感じだったのが、最近は真ん中に円形の椅子を置いて、座っている人が真ん中から外を見て待っている人が顔を合わさないような、そんな工夫をしているところがあります。調停では、すご

く長時間待ってもらうことになりますから,待合室の配慮も必要です。ここで,調停がどんな風に進むのか説明していただけますか。

初回であれば、大抵申立人と相手方を、30分の時間をずらして呼び出させていただいています。まず、申立人の方から、先ほど入っていただいた調停室でお話を聞きます。20分から30分ぐらい話を聞いて、部屋に戻っていただいて、次は相手方をお呼びします。そうすると30分の間、お待ちいただくわけですね。そのように交互に調停室に入っていただいて、一方ずつお話をしています。大体2時間程度の間で検討課題が明らかになりますので、それを次回までに検討してもらうことにして、それぞれの予定を聞いて期日を決める、そういう段取りになります。2時間のうちの半分の1時間は、待ち時間となるかもしれません。

最近は、大分前からそういう交互に話を聞くというのに疑問を呈する意見もありまして、相手方がいないときに、要するに相手の悪口を言い放題、それがけしからん、公平性を害するのではないかという意見もあります。日本では、相手がいるところではなかなか本音を言えない。ですから、別々に聞いて、必要な部分だけを相手方に伝えるというのが主流なんですが。時代が段々と変わってきつつあって、一緒に話を聞かないといけない時代にもなっていくのかなという気もします。裁判だったら、両方の当事者が裁判官の前で主張をして証拠を出しますが、調停は話し合いで、話し合いをあっせんするという場合に、やっぱり両方の当事者がいる方がいいというのが国民の目から見てどうなのかなという意見もありますが、いかがでしょうか。

私は、今の方式の方がいいと思うんですよ。裁判、人事訴訟というのは、 お互いの非難でどっちみち平行線で折り合うところはないのですから、少な くとも調停の段階は別個に話を聞いて、言いたいことを言ってもらう方がい いと思います。我々が裁判を避けて、調停で折り合いをつける、わざとそう するときもあるのです。それは、裁判になっても余計紛争が拡大して対立要 素が強まるだけだというケースが結構あると思うのです。ですから,私は今の方式の方がいいと思っています。

そうすると,待つことにも当事者の方は,不満があるでしょう。

待つのも不満なんですが,その間,結構相談することがあるんですよね。 それがあの待合室ではなかなか相談できないのです,周りに他の方がいます ので。ですから,それがちょっと不満です。

弁護士の控室にそういうスペースを作ったので、そちらをお使いいただければと思いますが。

ちょっとした仕切りみたいなものがあればいいのですが。そんなに大声で話をするわけでもないし、聞かれてまずいということを話すわけでもないので。ただ、今のベンチの方式で前に人がいるときに、話をするというのはちょっとやりにくいですね。

1人で来た人が30分間待っているというのはつらいですね。何かほかのビデオを見ているというわけにもいかないですかね。深刻な話で待っているのに,なかなか精神的な余裕もないだろうし,何か時間を短く感じさせる方法はないでしょうか。

他のことをあまり考えずに,黙って待っていただくのが一番いいんではないかという気がします。

考える余裕はないですね。

ただ、これからどういう話をされるのか、そういう部分の不安はある程度 あると思うんですね。ですから、一般的な流れとかを記載したリーフレット のようなものを置いておかれるといいかなと思いますが。

そうですね。それは確かに考えてもいいかもしれませんね。大分時間がたったのですが、何かどういう問題でもよろしいので、何かありますでしょうか。統計的な話で、どんな事件があるかというのを、最後に説明していただけますか。

お配りしています調停事件推移表,家事調停事件細別年表,平成18年度 家事調停事件新受事件別割合を机上配布していますが,そのうち3枚目の新 受事件別割合の方を,丸くなったグラフを御覧ください。

これは、平成18年の全国と和歌山管内との申立件数の割合です。それを説明いたします。全国の方を御覧いただきますと、婚姻中の夫婦間の事件には、夫婦関係調整の離婚の申立事件と夫婦関係調整の円満調整申立事件の二つがありますが、全国の統計を見ると45パーセントです。和歌山管内の方を御覧いただくと、39パーセントで、全国の方が6パーセント多く、和歌山は大体4割ぐらいです。続いて、子の監護の中には、養育費の請求とか、面接交渉、監護者指定とかいった事件がありますが、全国では子の監護の事件は全体の調停の17パーセントです。和歌山管内を御覧いただくと、子の監護は17パーセント、全国と和歌山が同じパーセントになっています。親権者指定の申立て、離婚した後に親権者をお父さんからお母さんの方に変更してくださいかいう申立てについては、全国で7パーセント、和歌山管内では、10パーセントで、和歌山の方が全国より少し多くなっています。慰謝料の関係では、全国は1パーセント、和歌山管内は2パーセントとなっています。遺産分割の調停事件については、全国は8パーセント、和歌山管内では6パーセントと、やや和歌山管内が少な目となっています。

- 5 次回の委員会の開催日時について 次回の委員会の開催日時は,調整の上,追って決定することとされた。
- 6 次回の委員会の意見交換テーマについて 次回の意見交換テーマを「裁判員制度」とすることが決定された。
- 7 閉会(午後4時30分)

以上